

大野中央訪問看護ステーション

指定訪問看護事業 運営規程

第1条 医療法人社団 嵐川（以下「法人」という。）が設置する大野中央訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にあるもの（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定訪問看護に携わる保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図る。

- 2 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 **大野中央訪問看護ステーション**
- （2）所在地 市川市下貝塚3丁目31番2号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定訪問看護の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 看護師 1名（常勤）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。
- （2）訪問スタッフ
従業員数については利用者数の状況にあわせ法人の理事長と検討し調整を図る。
なお、保健師・看護師・准看護師については常勤換算方法で2.5名以上、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士については事業所の実情に応じた適当数とする。
看護師等は、主治医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の維持・回復を図るために以下の職務を行う。
 - ① 疾患に関する全身状態の管理
 - ② 日常生活動作の評価および訓練・指導
 - ③ 「寝たきり」、「状態の悪化」への予防・回復の指導
 - ④ 家族への療養介護指導
 - ⑤ 福祉用具等の選出および使用についての訓練・指導
 - ⑥ 利用者の心身の状態の変化、家族の意向を把握したターミナルケアの提供
- （3）事務職員

(営業日及び営業時間)

第6条 指定訪問看護の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
但し、国民の祝日・12月31日・1月2日および1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
なお、休業日・時間外においても24時間緊急時対応の体制をとる。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の種類は次の通りとする。

- ① 訪問看護
 - ② 緊急時訪問看護
 - ③ 特別管理
 - ④ ターミナルケア
- 2 指定訪問看護は、主治医師の指示に基づき、利用者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について利用者またはその家族に説明し、医学的管理のもとに適切な看護を提供する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 市川市の一部 (大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町、宮久保、下貝塚、曾谷、東菅野、菅野、北方町、北方、本北方、
若宮、八幡、須和田、稲越町、中山)

船橋市の一部 (藤原、上山町、古作)

松戸市の一部 (高塚新田、紙敷)

*実施地域の詳細については、その都度確認。

(利用料金)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づいた負担割合を自己負担額とする。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域において行う指定訪問看護に要する交通費の徴収は行わない。
但し、必要に応じて公共の交通機関等の利用により費用が発生した場合は、事前に説明した上でその実費を徴収する。
- 3 その他、保険外の費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明した上でその実費を徴収する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、事前に以下の事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得る。

留意事項

- (1) サービス提供中において、身体症状の急変や転倒等による事故が起こる可能性があること。
- (2) 疾患等により、サービス提供を実施することが身体に支障をきたすため、サービスの提供を中止する場合があること。
- (3) 訪問において、交通事情や他の利用者の訪問の都合上、希望や予定の時間に訪問が出来ない場合があること。
- (4) 利用者の要介護認定区分が要支援1・2と認定された場合は、必要に応じて介護予防サービスの契約に移行していただく場合があること。また、非該当(自立)と認定された場合は、サービスの提供が介護保険不適用となること。
- (5) 利用者の権利を擁護する立場により、虐待等の可能性がある状況においては、必要に応じて断りなく専門機関へ通報する場合があること。

- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり利用者またはその家族に対し事前に文書を交付し説明を行い同意を得る。
- 3 サービス提供記録については、利用者およびその家族の希望に応じて開示する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、蔓延しないよう以下の措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防および蔓延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第12条 サービス提供中において利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医師の元へ連絡を行い指示を求める。

(サービス提供中の事故対応)

第13条 サービス提供中において利用者に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。

- 2 事故発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(訪問における安全対策及び事故対応)

第14条 訪問に関する（車両管理も含む）責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的（年2回）開催する。

- 2 訪問車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
- 3 訪問中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
- 4 事故（人身・車両・物損問わず）発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(苦情・相談窓口の設置)

第15条 指定訪問看護の実施にあたっては、利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の苦情・要望等に対応する。

[苦情・相談等の窓口]

- ・大野中央訪問看護ステーション：047-372-8057（直通）
- ・市川市福祉部介護保険課：047-334-1111（代表）
- ・船橋市健康・高齢部介護保険課資格給付係：047-436-2304（直通）
- ・松戸市福祉長寿部介護保険課給付班：047-366-7067（直通）
- ・千葉県国民健康保険団体連合会：043-254-7428（直通）

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第17条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 適時実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は令和6年4月1日から施行する。

(初回 平成16年4月1日施行)

大野中央訪問看護ステーション

指定介護予防訪問看護事業 運営規程

第1条 医療法人社団 嵐川（以下「法人」という。）が設置する大野中央訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援状態にあるもの（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定介護予防訪問看護に携わる保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図る。

- 2 指定介護予防訪問看護は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 指定介護予防訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 **大野中央訪問看護ステーション**
- （2）所在地 市川市下貝塚3丁目31番2号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定介護予防訪問看護の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 看護師 1名（常勤）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

（2）訪問スタッフ

従業員数については利用者数の状況にあわせ法人の理事長と検討し調整を図る。

なお、保健師、看護師・准看護師については常勤換算方法で2.5名以上、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士については事業所の実情に応じた適当数とする。

看護師等は、主治医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の維持・回復を図るために以下の職務を行う。

- ① 疾患に関する全身状態の管理
- ② 日常生活動作の評価および訓練・指導
- ③ 「状態の悪化」への予防・回復の指導
- ④ 家族への療養介護・予防指導
- ⑤ 福祉用具等の選出および使用についての訓練・指導

（3）事務職員

(営業日及び営業時間)

第6条 指定介護予防訪問看護の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
但し、国民の祝日・12月31日・1月2日および1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
なお、休業日・時間外においても24時間緊急時対応の体制をとる。

(指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定介護予防訪問看護の種類は次の通りとする。

- ① 訪問看護
 - ② 緊急時訪問看護
 - ③ 特別管理
- 2 指定介護予防訪問看護は、主治医師の指示に基づき、利用者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した介護予防訪問看護計画書を作成するとともに、介護予防訪問看護計画書の主要な事項について利用者またはその家族に説明し、医学的管理のもとに適切な看護を提供する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 市川市の一部 (大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町、宮久保、下貝塚、曾谷、東菅野、菅野、北方町、北方、本北方、若宮、八幡、須和田、稲越町、中山)
船橋市の一部 (藤原、上山町、古作)
松戸市の一部 (高塚新田、紙敷)
*実施地域の詳細については、その都度確認。

(利用料金)

- 第9条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づいた負担割合を自己負担額とする。
- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域において行う指定介護予防訪問看護に要する交通費の徴収は行わない。
但し、必要に応じて公共の交通機関等の利用により費用が発生した場合は、事前に説明した上でその実費を徴収する。
 - 3 その他、保険外の費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明した上でその実費を徴収する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、事前に以下の事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得る。

留意事項

- (1) サービス提供中において、身体症状の急変や転倒等による事故が起こる可能性があること。
- (2) 疾患等により、サービス提供を実施することが身体に支障をきたすため、サービスの提供を中止する可能性があること。
- (3) 訪問において、交通事情や他の利用者の訪問の都合上、希望や予定の時間に訪問が出来ない場合があること。
- (4) 利用者の要介護認定区分が要介護1～5と認定された場合は、必要に応じて介護サービスの契約に移行していただく場合があること。また、非該当(自立)と認定された場合は、サービスの提供が介護保険不適用となること。

- (5) 利用者の権利を擁護する立場により、虐待等の可能性がある状況においては、必要に応じて断りなく専門機関へ通報する場合があること。
- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり利用者またはその家族に対し事前に文書を交付し説明を行い同意を得る。
- 3 サービス提供記録については、利用者およびその家族の希望に応じて開示する。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、蔓延しないよう以下の措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

- 第12条 サービス提供中において利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医師の元へ連絡を行い指示を求める。

(サービス提供中の事故対応)

- 第13条 サービス提供中において利用者に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
- 2 事故発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(訪問における安全対策及び事故対応)

- 第14条 訪問に関する（車両管理も含む）責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的（年2回）開催する。
- 2 訪問車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
 - 3 訪問中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
 - 4 事故（人身・車両・物損問わず）発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(苦情・相談窓口の設置)

- 第15条 指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の苦情・要望等に対応する。

[苦情・相談等の窓口]

- ・大野中央訪問看護ステーション：047-372-8057（直通）
- ・市川市福祉部介護保険課：047-334-1111（代表）
- ・船橋市健康・高齢部介護保険課資格給付係：047-436-2304（直通）
- ・松戸市福祉長寿部介護保険課給付班：047-366-7067（直通）
- ・千葉県国民健康保険団体連合会：043-254-7428（直通）

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第17条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 : 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 : 適時実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は令和6年4月1日から施行する。

(初回 平成18年4月1日施行)

大野中央訪問看護ステーション

指定訪問看護事業 運営規程

第1条 医療法人社団嵐川（以下「法人」という。）が設置する大野中央訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 疾病等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者で主治医師（かかりつけ医）の診療により訪問看護が必要であると認められたもの（以下「患者」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定訪問看護に携わる保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）は、患者の疾患の状態や心身の特性を踏まえ、在宅療養を行っている患者およびその家族のQOLを確保し、居宅においてより安定した療養生活が送れるよう支援する。

- 2 指定訪問看護は、患者の疾患の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 大野中央訪問看護ステーション
- （2）所在地 市川市下貝塚3丁目31番2号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定訪問看護の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者 看護師 1名（常勤）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。

（2）訪問スタッフ

従業員数については利用者数の状況にあわせ法人の理事長と検討し調整を図る。

なお、保健師・看護師・准看護師については常勤換算方法で2.5名以上、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士については事業所の実情に応じた適当数とする。

看護師等は、主治医師との密接な連携および訪問看護計画に基づき、患者の居宅における安定した療養生活の支援として以下の職務を行う。

- ① 疾患等に関する全身状態の管理および療養上のケア
- ② 主治医師の指示に基づく処置等
- ③ 患者の疾病および心身の状態の変化の把握
- ④ 「状態の悪化」への予防・回復の指導
- ⑤ 家族の意向を把握したターミナルケアの提供
- ⑥ 家族への療養上の指導および相談等の支援
- ⑦ 日常生活動作の評価および訓練・指導
- ⑧ 福祉用具等の選出および使用についての訓練・指導

（3）事務職員

(営業日及び営業時間)

第6条 指定訪問看護の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
但し、国民の祝日・12月31日・1月2日および1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
なお、休業日・時間外においても24時間緊急時対応の体制をとる。

(通常の事業の実施地域)

第7条 市川市の一部(大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町、宮久保、下貝塚、曾谷、東菅野、菅野、北方町、北方、本北方、若宮、八幡、須和田、稲越町、中山)
船橋市の一部(藤原、上山町、古作)
松戸市の一部(高塚新田、紙敷)
*実施地域の詳細については、その都度確認。

(指定訪問看護の提供内容および報酬額)

- 第8条 指定訪問看護は、主治医師の指示に基づき、患者およびその家族の療養生活の支援として療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について患者またはその家族に説明し、医学的管理のもとに適切な看護を提供する。
- 2 指定訪問看護の提供内容および報酬額は『訪問看護料金表～医療保険～』の通りとする。
*提供内容および報酬額については、保険改定または事業所の施設基準により変更となる。

(利用料金)

- 第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、患者の加入している各種保険が定める負担割合を自己負担額とする。なお、保険未加入の場合は、別紙『訪問看護料金表～医療保険～』の通り実費負担とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域において行う指定訪問看護に要する交通費の徴収は行わない。
但し、必要に応じて公共の交通機関等の利用により費用が発生した場合は、事前に説明した上でその実費を徴収する。
 - 3 その他、保険外の費用の徴収が必要となった場合は、その都度患者またはその家族に説明した上でその実費を徴収する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 サービスの提供にあたっては、患者またはその家族に対し、事前に以下の事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得る。

留意事項

- (1) サービス提供中において、身体症状の急変や転倒等による事故が起こる可能性があること。
 - (2) 疾患等により、サービス提供を実施することが身体に支障をきたすため、サービスの提供を中止する場合があること。
 - (3) 訪問において、交通事情や他の訪問の都合上、希望や予定の時間に訪問が出来ない場合があること。
 - (4) 患者の権利を擁護する立場により、虐待等の可能性がある状況においては、必要に応じて断りなく専門機関へ通報する場合があること。
- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり患者またはその家族に対し事前に文書を交付し説明を行い同意を得る。
 - 3 サービス提供記録については、患者およびその家族の希望に応じて開示する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、蔓延しないよう以下の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第12条 サービス提供中において患者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医師の元へ連絡を行い指示を求める。

(サービス提供中の事故対応)

第13条 サービス提供中において患者に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。

- 2 事故発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。
- 3 患者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(訪問における安全対策及び事故対応)

第14条 訪問に関する（車両管理も含む）責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的（年2回）開催する。

- 2 訪問車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
- 3 訪問中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
- 4 事故（人身・車両・物損問わず）発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(苦情・相談窓口の設置)

第15条 指定訪問看護の実施にあたっては、患者またはその家族からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する患者の苦情・要望等に対応する。

[苦情・相談等の窓口]

- ・大野中央訪問看護ステーション：047-372-8057（直通）
- ・市川市福祉部介護保険課：047-334-1111（代表）
- ・船橋市健康・高齢部介護保険課資格給付係：047-436-2304（直通）
- ・松戸市福祉長寿部介護保険課給付班：047-366-7067（直通）
- ・社会保険診療報酬支払基金千葉支部：043-241-9151（代表）

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

- 第17条 事業所は、サービスの提供にあたっては、患者または他の患者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他患者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、患者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 適時実施
- 2 従業者は業務上知り得た患者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た患者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団嵐川と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は令和6年4月1日から施行する。
(初回 平成16年4月1日施行)